

れておるということで、出席ができないようであります。この石炭の抜本安定策ということでこの審議会から答申が出されましたことは、初中局長も御存じのとおりであります。その答申に基づいてですね、この国会、いわゆる抜本策ということで五本の法律案が上程されて、この際でありますから、答申の中にもあります教育の問題について若干はやりお尋ねをしておいたほうがよろうという観点から、きょうおいでを願ったのであります。

で、第三次の答申が出まして、それを受けての閣議、昨年の八月二十六日であったと思ひますが、この中に産炭地域の振興のために長期計画を早急に策定する一方、文教対策の充実等を積極的に行なう、こうあるわけでありまして、産炭地域の振興については、先般の委員会でも五カ年計画をもつてこれが策定を急がれておるということで、やはりこの教育の面におけるこの閣議決定をどう生かしていくのかということが私のお尋ねをしたい第一点であります。この答申なり閣議決定を受けまして、文部省といたしましてはどういった措置をとってこられたのか、これをお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 昭和四十一年の石炭鉱業審議会の御答申、これにつきましては、文教対策の充実等による産炭地域社会の環境の整備を積極的に推進する旨がございまして、またこれによりまして、この関係府県も同様の趣旨の対策を四十一一年の八月二十六日にいたしております。従来産炭地につきましては、教育上あるいは文教施設についてのこの財政関係、市町村に対する財政の状況に際するそのかさ上げの措置と、あるいは就学援助の経費につきましてかさ上げの措置をとる、あるいは育英奨学金の配分にあたりまして特に考慮をするとか等々、いろいろのことをやってまいりましたが、四十二年度におきましてはこれらの問題に加えて二、三新しい点を施策として加えたのであります。

ましていろいろ御議論のございました、学校におけるその準要保護あるいは要保護児童等が多いために、学校に現実にはそれらの事務に関する仕事が増えておるということがございまして、これは現行定数法の範囲内ではございまして、これはこの点については大蔵省の協力を求めまして、一定規模の就学準要保護児童の多いようなところに対しては、事務職員を加算する措置を講じたのであります。

それからもう一つは、一般的に経済的に困っておられる方々の就学援助、ことしは、従来学用品等幾つかのものがございまして、通学用品費の経費を加えることによりまして、学用品と通学用品費と合わせて、そして入学時における通学用品費の購入もまた援助の対象にし、それにつきましても関係市町村の財政に際して、原則が二分の一であるのを補助率のかさ上げをするという措置を講じました。また、文教施設につきましても、従来義務教育の諸学校等の施設でございまして、社会体育面にも広げまして、この社会体育として用いられるプールでありますとか運動場につきましてもかさ上げの措置を講じました。また、該当地におきまして青少年指導というものをよく見きなお充実する必要があるし、その実態をよく見きわめる必要がある。これは先生も前国会におきまして、文教委員会におきまして、生徒指導について関係者の共同研究の場を設けられたらどうかという要望等もございましたので、今回、産炭関係の生徒指導の担当者別ワケといたしまして、生徒指導の研究集会を催す等の措置を講じました。以上が四十一一年度になかったものとして、四十二年度の予算あるいは定数につきましては政令の措置で改善をした事柄でございまして。

○小野明君 かなり四十二年度の予算面としては事務職員の増あるいは準要保護児童に対する入学援助等、見るべきものがあつたと思うのであります。その中でかなり効果的であつたと思ひますのは、やはり学校の事務量が非常に膨大になつておる。生活保護あるいは準要保護の事務を生活保護

法によつて校長がやるということになつて、校長から教員が受けるということになりまして、非常に事務量が膨大になつておる。それを処理するのに全国で百九十一名でありますか、この事務職員を配置されたというのはいささか適切な措置であつたと思ひますが、なおその数は足りないわけですね。それで、たとえば北海道で十七名でありますか、福岡で十六名でありますか、まあ一七程度違ふかもしれませんが、その程度の配当になつておりました。産炭地、福岡でもほぼ三百近くはあります。学校がいろいろありますが、その中で十六名というのはきわめて少ないわけですね。でありますから、これをさらに増大していく、ふやしていくという措置をとつていただきたいと思ひますが、これはいかがでありますか。

○政府委員(斎藤正吉) 事務職員の問題は、定数問題の一つの課題でありますので、私どもも今後検討をしてまいりたいと、かように考えております。

○小野明君 今後検討してまいりたいという答弁ではどうもおもしろくないわけですね。あなたの答弁は文教委員会でも非常に淡い答弁で、ここへ参りますと少しは前向きな答弁がいただけるかと思ひまして来ていただいたのでありますけれども、実際に事務量が膨大になつておりました。これをふやしていくつもりはないというお願いをいたしておるのではありませんか、この点について、ひとつ再度御答弁を願ひます。

○政府委員(斎藤正吉) まあ率直に申しまして定員問題というのは非常にこれはむずかしい問題でございまして、私どもも実際にやってみないとこれはあんまり簡単に答弁してはかえつて失礼になるということもございまして、昨年も事務職員の問題については、ある程度の見込みが私にできるまでは、はつきり御答弁を申し上げなかつたので、これは他の予算と違ひまして、定数問題というものは非常に予算折衝その他の困難な問題があるという事情は、先生もおわかりになつていただ

けると思ひますし、また、この定数法自体が、いま五カ年計画の進行の、明年度は完成の時期でございまして、その完成に全力を注がなければならぬという事情もございまして、私は先生のお気持は十分わかりますので、よく検討をさせていただきます。こういうことで御了承願ひたいと存じます。

○小野明君 それでは不満でありますけれども次の質問に移りますが、この第二次の有澤調査団の報告を受けまして、四十八国会、ちょうど愛知文部大臣のころでありますけれども、この国会がやはり大きな一つの、産炭地の教育にとつては画期的な国会ではなかつたかと思はれるわけでありまして、その中で、いろいろ愛知文部大臣が約束をされておりますけれども、今日、実現を見ていない点が二、三ある。その点を一つ一つお尋ねをしていきたいと思ひます。

産炭地の学校教育というのは、やはり児童生徒の激減、生活保護者の急増ということから、非常に非行が目立つてくる。あるいは無為、無気力な児童生徒がふえてくるということで、特異な状況にあるわけでありまして、この点を愛知文部大臣もやはり全国画一の方式をもつて当てはめるべきではないと、こう言われておる。答申を完全実施せよ。こういうことを言われておるのであります。ところが、今日やはり全国画一の施策しかやらないように私は受け取つておるのであります。この点についていかがお考えでありますか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 愛知大臣が、そういう急減の地区に対して、具体的な配慮をしなければならぬと御答弁申し上げました。その後、ある事由によつて急減ということだけの措置はいたしませんでしたけれども、四十一一年度、中村大臣のときに、急減緩和というふうな、これは一般的なルールではございまして、その産炭地等の関係の府県の多い事情に着目いたしまして、御承知のとおり昨年度は急減緩和の措置を、中学校についてパーセントを上げることによつて、全体

の府県の配置に弾力的に運用できるというようにいたしたのであります。そのことは四十二年度も引き続き措置をいたしております。この効果は、やはり例を福岡にあげてみますならば、通常の原則ではじきまず教員定数よりは、教員につきましては相当の余裕を生じ、そうしてそれを県内の全体の考え方として、産炭地に対して、あるいは中学校における補導の意味を含めて教員の厚みを増す、あるいは小学校についても教員の厚みを他の地区より増すという措置をとっておるわけでありまして、それに今回は先ほど申し上げました事務職員の措置、これは現行定数法の上で率直なところを申しまして、かなり折衝に困難を来したのでございまして、一つの課題でありましたので、私どもとしては、十分に努力をして、十分ではございませんけれども、とにかくいままでになかった考え方を出した次第であります。要しますに、そういう急減緩和地区が各府県に及ぼす影響、事態に着目いたしまして、急減緩和の措置ということで措置をしてきた次第であります。

○小野明君 ところが、やっぱり特別措置ではないわけですか。そういう名はないわけですか。実質的にはいまおっしゃるような点があるかもしれない。それは私も認めますけれども、やはり特別措置という名実ともに備わった措置ではないのであります。この点が非常に私には不満であります。先ほどの質問、事務職員のいわば新設という新しい措置がされたのでありますけれども、先ほどの四十八国会の有澤調査団の報告書をお書きになった高橋参考人、この人の証言を見ますと、この報告書についていろいろ証言がされておりますが、その中にこういう項があります。実質的には養護教諭を置き、事務職員も置きなさい、こういう二つの項が上がつていっているわけですか。今回は事務職員については生活保護、養護保護の数が膨大になっておりますから御考慮いただいたのでありますけれども、やはり家に帰りますと、産炭地の子供というのは、父親は非常に低賃金で食えないから、おあさんはみんな内職に行っている、こういうこと

とでだれもみてやる者がいない、衛生の面においても養護の面においても欠けるところが非常に大きいのであります。それでやはり養護の先生を事務職員と同じように配置すべきではないかということを考えているのであります。現実には有澤調査団の報告の中にもそのことが指摘されておるのであります。この点について局長のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(斎藤正吉) 養護教員につきましては、実は急減緩和措置というのが現実例を福岡にあげますれば三十二名でございまして、かごいまして、先生のおっしゃるように、今回の事務職員のようには特別措置ということでは考えません。たけれども、その効果はあったものと思っております。もちろんこの養護教員問題は、今後義務教育の定数を考えます場合、これは産炭地域その他僻地いろいろな特殊な地域における一つの課題でございまして、私どもも今後検討してまいりたいと思っております。定数法もまだ、いまの段階で改正をするというふうなときになっておりませんので、問題は十分認識して検討を進めてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○小野明君 それから愛知大臣は、産炭地の教育自体が特殊学校化しているのだ、こういうことを言われておるのであります。特殊学校を相当多くつくることを進めておるのだ、こういう御答弁もあるのです。それで産炭地の子供をみますと、特殊学校に入れなければならぬ子供が全児童の小学校で一五%、中学校で一七%ある。ところが実際に特殊学校に入っている子供というのは、小学校でそのうち二・五%、中学校で三・三%しか収容されていません。先ほどの、先般来問題になりました高橋定数法の中でも、特殊学校の問題については、文部省としても本格的に検討しておるということが御木文部大臣によって答弁されておるのであります。産炭地全域が学校が特殊学校化あるいは特殊学校化してある現実から、特殊学校をやしていただきたい、あるいは促進学校でまけつてございまして、それ

を増設していく、こういった配慮をいただきたいと思うのであります。その点について再度お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(斎藤正吉) 特殊学校の問題につきましては、全体の予算を、特殊学校の施設設備に関する補助は数を全体として増しましたから、府県において設置いたします場合に、産炭地での御要望を十分聞いて配分するという考え方を持っております。

それから、教員の問題につきましては、これはむしろ一応の数を千二百学級なら千二百学級全国で入れていまして、これは実は精算負担でございまして、特殊学校を置けば、この予算のワケにかかわらず国庫負担金で見るという制度になっておりますから、設置することによって教員自体のワケというものは、これは一般的でございまして、不安はございません。ただ、一点だけ先生の御意見に対して若千所見を異にする点を申し上げておいたほうがいいと思っております。と申しますのは、先生が後段に申し上げたように、二種の促進学校のものを、今後産炭地その他の事由による就学困難な児童のいる地区に将来施策を考へるというところは、私どもも今後真剣に考えたいと思っております。あまり現在の時点の学力不振というものを特殊学校という形でやりますことは、これはまた所在の子弟にとりましてはたしていいことであるかどうか、真に特殊学校に必要な限度でやらないと、促進学校の問題と特殊学校の問題を混同することがはたしていいかどうかという問題を私は個人的に持っております。実は一般の問題といたしまして、昨日から特殊教育に対する基本的な研究を始めましたけれども、一般の地区におきましても特殊教育、ボーダーラインの児童生徒の一時的な知能の低下、学力不振という問題をむしろ普通教育の中でも少し考えるほうがいいんじゃないかという課題もあるわけでございます。その点は私どもは区別していききたい。しかし、真に必要なものについては私は施設設備の配分にあたりま

しても、また教員につきましてはもうあんまり負担でございまして、運営に困難はないと思っております。若干意見をつけ加えて、御答弁申し上げます。

○小野明君 もちろんそうではあります。この特殊学校に入れる必要のない者もこれに入れてどうするということではないわけでありまして、それでやはり私は全国的に見ましても特殊学校というものがまだ十分検討され、普及をしていない、スタートしたばかりだという答弁でありますけれども、そういった点でやはり入れるべき、ここに入れて教育したほうがいいという子供は産炭地においては優先的にこういった制度を生かしていただきたい、それを促進していただきたい、こういう意味であります。それから、非常に根拠に乏しい、あるいは情緒不安定あるいは無気力、こういったのが産炭地の子供の特徴であります。勢い親も見るひまがないもんですから、四十年年度の警察庁の白書によりますと、全国最高の青少年非行、あるいは真犯人の数を数えておるのであります。やはりこれには積極的な産炭地域の教育振興ということをお考えいただきたいと思っております。

この非行に關係いたしますけれども、やはりカウンセラーであります。カウンセラーというのは非常にあいまいでありまして、問題でありますけれども、この点はこのよう内容であります。答申に出てくる趣旨というのは、カウンセラーなど必要な教職員を増員をし、必要と認められる学級については必ず配置する、あるいは学校に配置する、という趣旨の趣旨になっておる。ところが、現在とられておる趣旨というのは、充て指導主事をやりまして地教委に配置になっておる、やはり指導教師という制度をひとつ新しくつくっていただく、そしてこれを学級に配置をする、これがやはりこの答申の趣旨を生かす道ではないかと、こう思うのであります。特にまた閉山が、今度の合理化計画を見ましても、約八百万トン、三万人の人員整理が行なわれる計画になっておるので

施策の方向がずれておるんではないかという点が強く感じられますので、ぜひその辺を是正していただくようお願いをしたいと思いますのであります。

それから、最後の問題でありますけれども、石炭政策で、先ほども申し上げましたように、さらに合理化が進み、閉山が進むわけでありまして、この前の石炭局長の答弁によりまして、八百萬トン、人員にして約三万、これはもう、四十二年度で一万四百人か、こういった整理計画になっておるのであります。さらに産炭地の事情というのは窮迫の度を加える。教育的に見ますと非常な危機の状態になってまいるわけでありまして、同時にまた、この問題は、児童生徒の数が減りますから、勢い先生の数も減らさなきゃならぬ、こういうふうな追いつめられるのであります。ところが、全国で産炭地八県、福岡県はじめ、先ほどからいろいろ局長がお話しになっておる定員の急速な減少、定員急減という結果を招くことは必至なものであります。その点、現在の標準法でまいると、非常に大きな無理が福岡をはじめ産炭地各県に出るのではないかと、こういう危惧をいたしております。現実、福岡では、本則で適用いたしますと、八百五十数名という減が出てくるのであります。これをどのように措置をなさるおつもりであるか。先ほどの御答弁で、産炭地にはそれ相応の急減に伴う措置をやっておると、こういうお答えをいただいておりますのでありますけれども、現実の問題になってまいっておりますので、この点についてひとつ見解を承りたいと思うのであります。

はこれから私もが明年度の予算を編成するにあたりましての一つの課題でございまして、逐次関係府県を呼びまして実情の調査を始めておる段階でございまして、私も人事行政上急激な不都合が起らないような配慮を十分に法律の範囲内でいたすような努力をいたしたいと思ひまして、現在せつかく検討中でございます。

○小野明君 よくわかりました。産炭地というのは、かつての繁栄に比べて、まあ山谷とかあるいは釜ヶ崎とかいろいろな問題がありますが、それと質を異にした教育の施設地帯、こういうことが言えるのであります。この産炭地振興計画におきましても、新たに今年度から五十年計画でこれをやると、こういうことになっておるのであります。いまの局長の御答弁を伺ひまして、さらにこの産炭地振興計画とあわせて、二年の延長をとると同時に、先ほどいろいろな問題を申し上げましたが、そういった問題を含めてひとつ抜本的な特別措置をしていただくように要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(鈴木壽君) 本件につきましては、本日はこの程度といたします。

○委員長(鈴木壽君) それでは、先ほど坊厚生大臣から提案理由の説明がありました石炭鉱業年金基金法案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小野明君 年金問題についていろいろ検討の結果、こういった案が出されてまいっておりますのであります。この案全体から受ける印象をいたしまして、非常に私は遺憾な点を一つ申し上げたいと思ひます。というのは、事業主というものは、非常に金を出さなければならぬ、事業主が主体になっておる。そこで、労働者は受益者であるから、そういうものがきめられたものを前にはうんと受け取ればいいのだ、こういった全般的な感じを受けるわけでありまして、こういった案全体の中にあるいは定款にせよ法令にせよ省令にせよ、こういう改廃について、一体この主体であります

炭鉱労働者、坑外、坑内合めて、この人たちの意見は一体どこに反映するの、どこを通じて反映をしていけばいいの、この点の配慮が全然なされておらぬように思ひます。この点についてひとつ御答弁をいただきたい。

○政府委員(伊部英男君) この法律案は、御指摘のように事業主が中心となって構成し、運営をされるものでございまして、労働者側の意見は運営審議会の運営過程を通じて反映するということ考え方をとっておるのでございます。で、この現在の案が煮詰まってくる過程におきまして有澤先生を十分煮詰めて「石炭年金制度の実施に関する考え方」という形で煮詰めた次第でございまして、これらの経緯を考えまして、今後ともさような考え方を実施の面において生かしてまいりたいということを考えておるのでございます。

なお、特にこの労働者側の意見の反映につきましては、この有澤委員の考え方におきましてもあつて、特にこの年金が新たな労働者の紛争になるようなことは避けるべきである、したがって「制度の将来にわたつて円滑な運営を期するため、学識経験者で構成する諮問的な機関をこの制度を実施する法人のなかに設け、業務の運営に関する重要事項について意見を徴すること」にせよということの特には有澤委員長の御注意により書かれておるのでございます。

なお、この点は衆議院におきましても非常に大きな問題となつた点でございまして、衆議院の附帯決議におきまして、「運営審議会の審議に当たっては、労働者の意見を聴取し、円滑な運営を図ること」、「運営審議会の人選に当たっては、政府の承認を要するよう定款において定めること」、「これらのことが附帯決議に明らかにされておる次第でございまして。

○小野明君 ちょうど次官お見えでありますからお尋ねをしておきたいと思ひます。

この基金法案につきましては事業主が非常に意見を重く見られて、そのことについては私はとや

かく言おうとは思つておらぬ。しかし、まあ事業主といえども一億の肩がわりであるいはその他いろいろな政府施策によつて国民の血税によつて救われてきている。ですからやはり事業主ばかりの意見を聞く、こういうことではなくて、一体この基金に労働者の意思を反映させるにはどうすればいいの、主体である労働者側の意思というのは、一体どこを通じて反映をすればいいの、あるいはその辺をどうお考えになったのか、その点が大きく私は欠けておる点ではないか、こういう質問を申し上げておるのであります。ひとつ次官の御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(田川誠一君) いま御質問の点でございまして、運営審議会というものが設けられることになっておりました。これにはまあ第三者的な公正な立場で学識経験のある方が加わる予定になっております。こういう、この審議会を通じて労働者側の意見が十分反映されるのではないかとと思ひます。いまお話があつたと思ひますけれども、衆議院におきましてもこのようにことを確認する意味で、「運営審議会の審議に当たっては、労働者の意見を聴取し、円滑な運営を図ること」といふような附帯決議もされておるわけであつて、私どももいたしましては、この運営審議会を通じて労働者の意見が十分反映されるものであるといふように確信をしておるわけでありまして。

○小野明君 まあ、衆議院の附帯決議は、「労働者の意見を聴取し」云々と、こう書いてある。労働者側の意見をお聞きになるとすれば運営審議会だ、こういうふうな言われるのであります。それで、この運営審議会なるものに労働者の代表者、使のほうは十分入つておりますけれども、労働者側の意見を聞く、それは委員を入れることが一番だと思ひますが、労働者側の委員を入れるようなお考えがあるかどうか、それをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(田川誠一君) まあ、この運営審議会を公正にやつていくにはやはり第三者的な立場の

方が公平な意味で当たっていただく、こういうこと
のほうかむしろ公正を期し得るものではないか
と思うわけでありまして、そういう意味で労使間
の意見の調整をはかっていくと、こういう意味で
私も期待をしておるわけでありまして、そういう
意味からここに労働者側の代表とあるいは使用
者側の代表とかいうものをを入れるというこ
で、先ほど来申し上げましたような第三者的な
中立的な立場の方で構成をしていただくほうが効
果が大きいというふうに思っておるわけござい
ます。

○小野明君 この第九条を見ましても、「基金に、
役員として理事及び監事を置く。」と、こういう
ことになっておる。これはおそろくいまのお考え
を聞きますと、この九条にも、あるいはいまお話
しになった十五条の運営審議会にも労働者側の代
表を入れない、しかしまあ、労働者の意見は十分
聞くのだと、こういうふうに言われるのでありま
すが、この九条には、「ただし、特別の事情があ
るときは、会員以外の者から選任することを妨げ
ない。」という一項があるのであります。ほ
んと私は労働者側の意見を尊重するといったな
らば、やはりこういう役員に、あるいは運営審
議会のメンバーに、この労働者側の代表を入れ
べきである、こういう見解を持っておるのであり
ます。それで、ほんとうに労働者側の意見を尊重
するのだ、こういう御意向があるならば、そうい
う措置に私はしていただきたいと思うのでありま
すが、再度この問題について御答弁をお願いいた
します。

○政府委員(田川誠一君) この基金の趣旨は、小
野委員御承知のとおりでございます。労働者側
のためとかあるいはまた使用者側のためとかい
うことでなくて、全般的に公平な立場で運営をし
ていくんだという趣旨でございます。特にまあ
この運営審議会というふうなものが設けられるわ
けでございます。労働者側の意見も十分反映し
ていくように私も努力してまいりますつもりでござ
いまして、そういう趣旨でございますので、ひ

とつこの点は御理解をいただきたいと思ひます。
○小野明君 そうしますと、労働者側の意見は十
分聞くけれども、この九条の役員としてあるいは
この運営審議会には入れるつもりはないと、こう
いう御答弁ですか。

○政府委員(田川誠一君) 特に労働者側の代表と
して役員に入れるあるいは運営審議会の委員に入
れるというふうな考えはございません。しかし先
ほど申し上げましたように、労働者側の意見を十
分に聞き上げていくというふうな考え方で進んで
まいりますつもりでございます。

○大河原一君 関連して、この中でも次官ね、
明確にこの労働者はこの際受益者になつてい
るんですね。受益者という立場に立つ考え方に立
つならば、やはり受益者の意見というものを十分に
聞かなくちゃならぬと思うんです。意見を聞く機
会を与えるとか与えないという問題ではなく、当然
こういう委員会の中には、その他の委員会があり
ます。御承知のようにたとえば米価審議会であ
るとかそれそれの審議会の委員の中にもそれぞれ
この生産者の代表であるとか消費者の代表が入
つておるわけですよ。そこで初めて明確にその方々
の受益者の意見というものが反映されるわけだ
から、別途の機関を設けるということになると、こ
れは十分に労働者の意見の尊重にはならぬ。そう
いった意味では労働者は言うところの受益者であ
る。そういう受益者の意見を直接に審議会の中
で聞くというのが私はそのたてまえだろと思う。
そういう意味で次官からも少し意のあるところ
を聞かせてもらいたいと思ひます。

○政府委員(伊部英男君) 運営審議会の委員が労
使双方に信頼されるような方々でなくてはならぬ
ということとは当然であると思うのであります
が、そういう方々が労使双方の意見を煮詰めて、
それによつて今後の石炭年金基金が運営されて
いく、またそのことが事業主側もこの運営審議会
の意見を尊重することを明らかにしておられるの
でございます。
なお、根本的にはこの年金は広義の労働条件で

あると考えられますので、労使の交渉の対象には
なると考えられるのであります。それを背景とし
てこの運営審議会が労使の意見を十分聴取を
して煮詰めていくということが今後円滑なる運営
をはかつていく上に最も妥当適切であるというこ
とに年金問題小委員会の結論もなつたのでござ
います。

○大河原一君 もう一つ、これは審議委員は理
事長がきめるんでしよう、委任するんでしよう。
理事長はだれがきめるんですか。どういふところ
から理事長を選ぶ……。

○政府委員(伊部英男君) 「役員は、政令の定め
るところにより、会員のうちから選任する。」し
たがいまして、その理事のうち一人を理事長と
し、理事において互選をするということございま
すので、事業主が理事長になるわけでございます。

○大河原一君 理事長は政府のほうできめるわ
けですか、違うんでしよう。そうであればあるほ
どこの審議会の中にはやはり炭鉱労働者を入れる
べきではないかという意見なんです。

○政府委員(伊部英男君) 理事長がこの運営審
議会の委員を任命するのでございますが、この委員
といたしましては、今般この問題を労使双方の意
見を煮詰める際に非常にお力をいただきました年
金問題小委員会の委員の方々は念頭に置いてお
るんでございます。それでこういう公正中立な
方々を任命するという点は、実は事業主側におき
ましても、そのことは明らかにされておられるの
であります。さらにその点を法制上の担保とす
るという意味におきまして、このことを政府がさ
ような運営審議会の委員が公正な方々が任命され
るような指導をしていく、それを法制上の担保と
したいということから、衆議院の附帯決議にござ
いますように、定款の中におきまして、政府の承
認事項といたしまして、政府におきまして運営審
議会が公正の運営されるよう責任を負うという仕
組みにいたしたいと考えておるのでございます。

○小野明君 時間がありませんので、次の具体的

な問題に移りたいと思ひます。第十六条でありま
すが、この2に定款をもつてきめる事項があが
ておりますが、この年金額、受給資格期間、支給
開始年齢、この三つについて腹案があればお聞
かせをいただきたい。

○政府委員(伊部英男君) この石炭鉱業年金基金
の性格につきましては、先ほど大臣の提案理由に
もございましたように、厚生年金保険によりまし
て厚生年金基金の石炭に関する一つの特例である
と考えておるのでございますが、さような見地から
年金額、受給資格期間等は定款にゆだねておるの
でございます。しかしながらその中身につきまし
て、何にも実体的に固めなくて、この法案を提出
するわけにはまいらない。そこで先ほど来申し上
げましたように、石炭年金問題小委員会が相当長
期間にわたりました、労使との話し合いあるいは
研究を尽くされて「石炭年金制度の実施に關
する考え方」というものでおまとめいただいたの
でございます。これにつきましては事業主側にお
きまして、この線において実施をすることが関
係各省等の調整によりましてまとまつております
ので、これによつて実施をしていくということ
でございます。

で、おおむねの内容を申し上げますと、過去勤
務期間につきましては、最大限十五年は考慮す
る。また年金の給付水準は制度創設後の坑内員と
しての実働期間二十年以上の者に月額七千円、過
去勤務期間十五年及び制度創設後の坑内員として
の実働期間五年の者に月額二千五百円程度とす
る。

この年金は右の資格期間を満たした者が五十歳
に達したのちに五十五歳から終身支給する等の内
容がこの中に明らかにされておる次第でございま
す。

○小野明君 年金額は二十年で七千円ですか、そ
れから十五年ですとどうなるんですか、これから
受給資格ができるわけですか、これは幾らです
か。

○政府委員(伊部英男君) この年金は労働力の確

保

保を目的とする年金制度でございますので、二十年間はいていただきたいという意味でございます。二十二年には満ちない方につきましては、実は受給資格が発生いたさないのでございます。しかしながら、過去勤務期間を非常に大幅に満たしておりますし、今後の二十年間を満たすことは必ずしも困難ではないと考えておるのでございます。

○小野明君 どうもわからぬですね。一々こつちが具体的に言わなければいけません。受給資格は、たとえば過去勤務が十五年見るといふ人がおるとしますね、そうすると、この人がこれからあと五年つとめれば、これは七千円もらうわけですね、そうじゃないんですか。

○政府委員(伊部英男君) 過去勤務期間十五年で、今後五年間、制度発足後五年間の坑内夫としての期間を持たれた方につきましては二千五百円でございます。

○小野明君 そうすると、二十年で二千五百円ですか。過去勤務十五年で、これから五年つとめていけば二千五百円、将来にわたって二十年という人が七千円と、こういうわけですか。

○政府委員(伊部英男君) そのとおりでございます。

○小野明君 一々この辺をどうだとうだ聞いておるのはなんです、年金額、受給資格期間、支払開始年齢はもうわかった。受給資格期間、これが一番問題にしておるんですけれども、この辺でいろいろ検討されておることがあれば、ひとつ詳しくこの説明をいただきたい。それとあわせて、たとえば二十年に一日足らぬでも二十年になり得ない場合がある、そういう場合は一体どうなるのか、その辺もひとつ御答弁願いたい。

○大河原一君 あわせて答弁願いたいと思うんですが、これにはないんだけれども、途中脱退者についてはどういう措置を考えられておるか、全然考えていないのかどうか、あわせて答弁願います。

○政府委員(伊部英男君) この「考え方」に示さ

れておりますのは、実働期間二十年以上の者が月額七千円、過去勤務期間十五年及び制度創設後の坑内夫としての実働期間五年の者は月額二千五百円ということでございますので、制度創設後の坑内員としての期間が長ければ長いほど、月額七千円に漸次接近するわけでございます。なお、おむね基金成立後の期間が十年で四千円、十五年で五千五百円程度の見込みでございます。なお二十年間が資格期間として必要でございますので、二十年に満たない場合におきましては、いわゆる中途脱退の場合でございますが、それは対象にならないということになるわけでございます。

○阿部竹松君 一日欠けた場合どうかというて聞いている。一日欠けた場合、二十年に。

○小野明君 一時間欠けてもです。

○政府委員(伊部英男君) 一日欠けた場合におきましても該当はいたさないということになるわけでございます。しかしながら当初の案につきましては、坑内夫だけが対象でございましたので、坑内夫としてのいろいろな障害、業務災害等によりましてたとえ坑外夫になった場合にもどうかといったような問題があったのでございますが、その後御承知のとおり坑外夫をも対象とするということになりましたので、石炭産業に勤務されている限り、坑内、坑外を問わず、二十年間を満たせばこの石炭鉱業年金の資格期間は満たすことができます。ただし坑内夫としての期間が二十年ない方につきましては、坑外夫としての年金になるわけでございます。いづれにしても二十年間の期間を満たす可能性が、坑外夫も加えて考えていただくことができるということでございます。

○小野明君 一日欠けてもやっぱりだめと、こういうことですか。

○政府委員(伊部英男君) 二十年間を満たさない場合におきましては資格期間はつかないということでございます。

○小野明君 たとえば本人の意思でない場合、労働災害あるいは病気、病気はまあ別として合理化閉山、このためにたとえば一日足りなかった

と、こういう場合もやはりそれはだめということなんですか。

○政府委員(伊部英男君) 業務災害等の場合におきましては、障害の程度にもよると思いますが、坑外員としての勤務をされることが少なくないと思いますが、そういうような場合におきましては、坑外員と坑内員を通じての資格期間を満たす可能性はあるわけですが、障害の程度によりまして雇用を失ったといったような場合におきましては、この年金の対象にはならないのでございます。しかしながら厚生年金及び労災保険による障害年金が併給をされますので、そちらの問題として考えたいということでございます。

なお、閉山等の場合におきましては、この基金は全石炭産業を一元とした基金でございますので、他の山に勤務される限りにおきましては、それが通算されるわけでございます。今後の離職者対策といたしまして、つとめて石炭産業の中での就職をあっせんするよう努力するように承っておりますので、この年金の趣旨からいいたしましても、そういうこととかね合わせまして、つとめて年金の資格がつくように希望したいと考えているものでございます。

○小野明君 これはあなたも御承知かと思いが、四十二年から石炭合理化計画で五年間で約八百万トンが減るわけですね、最低。過去計算をして十五年プラス五年たないと受給資格がないと、あるいは今後二十年働かないと受給資格がない、こういうことになる、これは全く絵にかたもちといえますか、実際にこれは、もちろん年金ですからそれぞれ金を取って何年か先にどうする、こういう計算もやられていくわけでしょうけれども、実際にこの受給資格のついてくる炭鉱労働者、この年金ができたことによって受益する労働者の数というのは、非常に私は少ないものだ、これは全くですね、この年金基金というものは、そういう現実の事態と合理化計画等とあわせてどうしてその炭鉱労働者を救済していく、こういう案でないように私は思われるのであります。

す。この点はひとつ次官、どうですか。

○政府委員(田川誠一君) ちょっと誤解があるうと思ひますので、補足いたしますけれども、この石炭鉱業年金は、この年金だけでなく、まあ、厚生年金の上積みになっているわけでございます。これは御承知のとおりだと思います。でありますから、そういうことを御認識していただくと、さらにプラスアルファを加えさせていただくんだ、その目的は提案理由にもございますように、雇用の安定、労働力の確保ということを目的としてつくられておるわけでございます。過去勤務の十五年、それから今後五年の勤務の問題にいたしましても、特に考慮をして、過去勤務を含めてこうした処置をしようということでございますので、この点はひとつ十分御理解をいただきたいと思ひます。

○小野明君 過去勤務十五年あつてプラス五年で初めて二千五百円受けるというわけでしょう。この二千五百円を計算された根拠というものはおありになるんですか。あるんですね。その根拠の中に、過去勤務十五年持ち、今後の勤務を五年していく、そうすると、その中に二千五百円の受給資格を持つ炭鉱労働者が何人おるか。それをひとつ言ってもらいたい。それと二千五百円の算出基礎、これを出してもらいたい。

○政府委員(伊部英男君) 年金受給者は、この基金発足五年後におきまして約六百人、三十年後におきまして三万九千六百人の見込みでございます。なお厚生年金と石炭鉱業年金との……。

○小野明君 いまのがわからなかったな、五年でどれくらい……。

○政府委員(伊部英男君) 五年後で六百人、二十年後で二万八千七百人、三十年後で三万九千六百人でございます。

○小野明君 二千五百円をたつた六百人しか受けないわけですか。五年後には六百人、これはどうも六百人というのは間違いではないでしょうか。

○政府委員(伊部英男君) 四十一年九月三十日に石炭鉱業従業員特別調査を実施いたしております

が、これを基礎としての計算でございます。

○大矢正君 関連して。政務次官、いま具体的に説明があったことは私間違いないと思います。いままで過去勤務十五年、それから法律施行後五年で二十年、したがってそこに受給資格が出てくる。その五年後の時点を考えれば、六百人というのはおおむね想定ができると思われま。

ただ、これはあなたのほうの所管ではないが、これからの日本の石炭産業の状況というものを十分勘案しないと、あまりに低目に年金というものを押え過ぎて、結果としては年金にも非常に余裕を生ずるような事態が起こらないとも限らないわけですね。なぜかといえ、たとえば出炭量が五千万トンだ、五年後も五千万トン、十年後も五千万トンだということになったとしても、その間に合理化が進んでいくならば、人間は、過去の例に照らしても、相当数減っていくわけですね。能率をあげなければいけないでしょう、コストが高くなっていくわけだから。そのためには、むしろ人間を減らして合理化をするという方向が必ず、過去にも出てきたし、これから出てくると思うのです。そうすれば、必然的に給付的な人員の把握の上においてあるいはまた実際に受給資格を受けるものが減少するのは明らかなんです。したがって、五年後の六百人で計算すれば、一年に百八十万円しか年金が払われぬということになる。これから五年間年金を徴収していくわけですね。結局百八十万円しか払わなくていいわけですね。そういう計算からいけば、なるほど二十年後、三十年後ということになるば、そのままだ状態が続けば、それは結果としてはどうなるかしらぬが、あまりにも受給資格というものを制限し過ぎるし、金額的にも、過去十五年勤務してこれから五年勤務して二十年たつて二十五万円を五十五歳になつてももうとうとうのはあまりに低きに失するのではないかというのがわれわれの考えなんです。数字はそう大幅に二千五百円が受給資格に合致ぬものではないだろうけれども、どうも計算してみると、トン当り徴収している金額に比してあまりにもみ

じめな内容の年金にしかならないという感じがするものですから、私どもはあえてここで質問しているわけなんです。

○政府委員(伊部英男君) ただいま申し上げました年金受給者の推計は、石炭鉱業従事者特別調査を基礎とし、予定利率等一定の数値を基礎としての計算であるわけでありまして、これらの点につきましては、今後長期的にいろいろな移動も生じ得る可能性はあるわけでありまして、その意味におきましては五年ごとに財政の再検討が行なわれるのでございます。そこで、トン当り四十円という保険料が別個に基金の形で積み上げられているわけでございますので、再計算の機会に余裕があればその給付の改善に回すわけでございます。

なお、厚生年金保険とこの石炭鉱業年金基金の関係でございますが、基本的には大臣の提案理由の御説明にもございましたように、石炭鉱業年金基金は厚生年金の上積みとしてのプラスアルファ、これを実施する機関であると考えているのでございます。そこで、厚生年金本体におきましては、坑内夫は受給開始年齢におきまして五年短いの点でございまして、被保険者期間一カ月につき三分の四といたしておるのでございまして、これらの点を総合いたしますと、厚生年金の中自体におきまして、他産業におきましてよりも約倍程度の優遇を受けているものと考えられるのであります。が、御承知のとおり、保険料につきましては、一般の第一種被保険者が千分の五十五、これに對しまして千分の六十七と、若干高い程度にとどまっているのでございまして、結局それらは他産業において多く負担をしているのでございまして、

そこで、他産業におきましてはどういう仕組みになっているかと申しますと、それらの厚生年金の給付の上積みとしてのプラスアルファ、これは厚生年金基金をつくって、その基金のワク内において、いわば労使が話し合つてプラスアルファをきめていく体制になっているのであります。この石炭鉱業につきましては、厚生年金の中で非常に優遇をされておりますので、他の産業のように

厚生年金の報酬比例分をそのまま持ち出して厚生年金をつくるのが困難である。そこでプラスアルファ分だけを持ち出して、しかもこれをそういう産業の置かれてある現状から強制適用して、これが老齢年金給付を出すという考え方をとつたわけでございます。本質的には、この給付は他産業におきまして厚生年金基金のプラスアルファに見合うものでございまして、それを石炭年金問題小委員会が労使の意見を煮詰めて、この資料にございまして考え方のように煮詰めたという形になっているわけでございます。

○阿部竹松君 次官の御答弁をお聞きしても、局長の御答弁をお聞きしても、厚生年金になおかつ今度の年金がダブルプレーだ、こうおっしゃるんです。それはわれわれそういうことを何度も聞かなくてもわかつております。いまの厚生年金では炭鉱労働者がかわいそうである、したがって、労働者の確保のために、将来の生活の安定のために、そのために積み重ねるということなんだから、どうもお話を聞いておると、あなた方は恩恵的に今度は炭鉱年金をつくらうような印象を受ける。何か四回も五回も言っている。そんなことは百も承知です。したがって、そんなことはカットしていただきたい、この法文の内容についてお聞きしているわけですから。関連質問ですからこれでおめすが、坑内夫と坑内夫の比率はどうなっておりますか、そこを詳しく。

○政府委員(伊部英男君) 区別でございませうか。

○阿部竹松君 そうです。

○政府委員(伊部英男君) 坑内員は厚生年金における第三種被保険者を坑内員として考えております。それ以外の山元の従業員で政令で除かれるものを坑外員と考へております。かような趣旨でございませう。

○阿部竹松君 金額はどうなりますか。

○政府委員(伊部英男君) 坑外員につきましては、六十歳支給でおおむね年金額は坑内員の二分の一程度というものが考え方に表示されております。

○小野明君 トン当たり四十円取るわけですね。五千万トン続くわけですね。年金の計算もあるでしょうけれども、ここでいま話が出ておりますように、わずか五年後には二千万円の金になる。そうしますと、スタートを二千五百円に押える、これが非常に私どもしろうとなんですけれども、銭ばかり基金に集まって、実際受ける者はその何十分の一、何のため銭を集めるかわからぬ、こういう感じがしてならぬ。二千五百円は実際に六百人しか五年後に受けられないということであらば、スタートをもっと上げられないものかどうか。私どもは上げられるという感じがするのであります。が、この二千五百円の算出基礎を先ほどからお尋ねしているのだけれども、あなたのほうからお答えがない。これはどういう計算になっておりますか。

○説明員(淵田孝君) ただいまの四十円のお話で、四十円が高過ぎるのじゃないかという……。

「高過ぎる」というののじゃない。給付を高くしろということだ。と呼ぶ者あり。給付が五年で二千五百円、それから十年で幾らというふうにして計算してあるわけでございますが、これは最初に給付のほうをきまして、そして、給付のほうから逆算しましてトン当たり四十円というのが出たわけでございます。その計算の基礎をただいまから申し上げますので、少しお聞きいただきたいと思ひます。

この石炭鉱業年金は積み立て方式を採用しております。完全積み立て方式でございます。なぜ完全積み立て方式を採用するかといふと、責任準備金というものを年金保険では用意しなければならぬわけでございます。万一の基金が何かの都合によつて解散しなければならぬ場合、年金権だけの確保はしなければならぬわけですね。被保険者の保護ということが非常に重要でございますので、その年金権のついた者の積み立てというものは、その年金を受ける者が死に絶えるまで確保しなければならぬ、積み立て方式をとらざるを得ないわけでございます。それが

企業年金並びにこういう基金年金の重要なポイントでございます。

それで、そういう積み立て方式をとりまして、五年据え置くわけでございますが、それについて計算をするわけでございますが、それではどのくらい平均余命があるか、平均余命分だけの年金を積み立てなければならぬわけでございます。最初五年目のときには単に六百人ということでございまして、六百人のその将来とも年金を確保しなければならぬわけでございまして、六百人かける平均余命というふうに考えていただかなければなりません。

ただいまからその条件を申し上げてみますが、加入期間二十年であつて、五十歳以降に退職という条件で、支給開始年齢坑内員五十五歳、坑外員六十歳、年金月額七千円、そのほかに設立後の経過規定が五年、十年、十五年といつて、先ほどから二千五百円、四千元、五千五百円という金額が出ておりますが、その給付を五年あとから給付し始めるといつたしまして、五年あとに六百人、十年あとに五千三百人、十五年あとに一万七千六百六十人、二十年あとに二万八千七百六十人、三十年あとに三万九千六百六十人といふ、ただいまの計算ではそういう年金受給者が出る見通しでございますが、これらの人々に全部平均余命がかつただけの年金額を用意しなければならぬわけでございます。

なお、死亡一時金として老齢年金の支給要件を満たした者の死亡または受給者の死亡によつて、年金の十年分の二分の一、またはすでに支払った年金と十年分の年金との差額の二分の一というようなことで、死亡一時金として設定されております。先ほどの老齢年金の七千円というものと、経過措置を含めまして二千五百円、四千元、五千五百円という年金額というものと、この二つの給付を基礎にいたしまして、脱退率は一応石炭鉱業従業員特別調査というものによりまして脱退率を計算いたしておりますが、これはほとんど厚生年金の坑内夫の脱退率と変わっておりません。年金受給者の死亡率は第十一回生命表を使用いたして

おります。平均余命は五十五歳ですと十九年生きる予定になっております。現在平均年齢は坑内夫三十九歳、坑外夫四十一歳、平均従事年数が坑内夫十四年、坑外夫十二年、財政方式としましては、クロースド・アグリゲート・コスト・メソッドと申しまして、閉鎖型総合保険料方式という方式を一般基金と同じように採用しております。以上の予定基礎率とそれに予定利率というものを、これをかみ合わせまして年金原価というものを算定いたしまして、それで収支相等の計算をいたしまして、老齢年金をこのような給付条件から逆算いたしまして、五千万トン、トン当たり四十円という計算が出たわけでございます。

受給者の数を申し上げますと、年金受給者は、最初経過年数ゼロではゼロ、五年後に六百人、十年後に五千三百人、十五年後に一万七千六百六十人、二十年後に二万八千七百六十人、三十年後に三万九千六百六十人とずつと続くわけでございますが、給付額がそれに応じてついでくるわけでございまして、この積み立て金は二十年後をピークにいたしまして漸減していく形になっております。

以上が年金計算の概要でございます。

○小野明君 一向にわからぬのだが、問題は、スタートの二千五百円を上げられないか、あなたたちは計算の専門家だろが、二千五百円をアップできないかと、こういう質問です。二十年後に、あるいは十年後に、あなたたち通産省と打ち合わせを十分しているだろうけれども、山がどれくらい残るか、石炭需要がどのくらいあるかという見通しもあわせてしておかなければならぬわけですね。それはしているわけですか。

○政府委員(伊部英男君) 年金のコスト計算の上におきましては、平均年齢が何歳であるかということが非常に大きな要素を占めるのでございまして、そこで坑内夫三十九歳、坑外夫四十一歳というものは、他の年金制度に比して非常に高い年齢でございまして、したがって、相対的にコストが高くなってまいるのでございます。さらに、過去勤務期間十五年をみるということも申し上げた

わけでございますが、平均従事年数が坑内夫十四年、坑外夫十二年でございまして、これも非常に過去勤務期間を大幅にみて、しかも、過去勤務期間を持つてゐる者が平均年齢が高いので、当然でありましようが、非常に多い、こういったことが財政の上において大きな負担になってまゐるのでございます。

そこで、この考え方が出てきます過程におきまして、われわれも年金問題小委員会のいわば事務局として、数字的計算のお手伝いをいたしましたのでございまして、その結果がたまたま申し上げたような次第でございまして、この年金問題小委員会の中におきましても、「この制度は、長期にわたるものであるが、健全な保険計算の上にたつて運営されることが最も肝要である。とくに、この制度の対象となる被保険者集団の年齢構成がきわめて高く、また、被保険者数が減少傾向にあることを考慮した場合、保険財政の安全性を阻害するよう無理な年金設計は絶対に避けるべきであらう。」という点を特に最初に申されておるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、非常に健全な財政方式がここにのられておるわけでございまして。しかしながら、今後の石炭産業の推移によりまして、たとえば平均年齢が下がっていくといったような要素がありますれば、もちろんこれは年金財政にプラスの要素になるわけでございまして。そういう場合におきましては、当然それが給付にはね返ってくるわけでございまして、そもそもこの給付をどういう組み方をするかということ、それから事業主がどの程度まで負担し得るかという問題とは、いわばパラレルの問題であるわけでございまして、当初、事業主としては、この制度に反対の御意見も相当強かつたのでございまして、その後のいろいろな推移を経まして、反対はしない、しかしながら、トン当たり三十円で、それ以上の負担は困るというところであつたわけでございまして、最終的に坑外夫につきましても要望を入れたり、その他過去勤務期間を見るところによりまして、

トン当たり四十円とする、給付の形も、先ほどから申し上げておるような形におきまして、労使の意見が煮詰まつたという状況にあるわけでございまして。

○小野明君 見解が煮詰まつたところだけはわかるんだがね。私が聞いておるのは、二千五百円を上げられぬかと、それを聞いておる。

○政府委員(田川誠一君) いままで説明いたしましたのは、根拠を説明しているはずなんでございまして、十分な御理解を得られないと思ひますが、トン当たり四十円というものから計算をいたしますと、結論から申しますと、いままで御説明申し上げました給付金額というものを上げることはできないのであります。これまでに至りましたことも、相当これは通産省と私どものほうで努力をいたしまして、トン当たり四十円を出していただくということにこぎつて、こういうような給付額になつたわけでございまして。

さらに、あとでまた御質問が出ると思いますが、給付資格の点でおそらくこの話も出ると思ひますが、これは勤務期間二十年であり、そして満五十歳以上で退職した者でなければ受給資格は得られないわけでございまして。たとえば満二十年つとめて四十九歳で退職したという方は受給の資格を得られません。そういう制限もございまして。いづれにいたしましても、いま絶対金額からいいますと、七千円あるいは二千五百円——低いという見方もあるかもしれませんが、現状から見ますと、この給付額をこれ以上上げていただくということは、トン当たり四十円をもっと上げるといふこと以外に方法はないと思ひます。

○大矢正吾 関連。政務次官、この法律の中で具体的に、資格要件なり、幾ら払うかというものをきめるとすれば、なるほどこれは問題がある、ここできめなきゃいかぬことだから。しかし、そういう資格要件なり支給開始の時期なり、そういうものはすべてこの基金の中にできる定款にまかされてゐるわけでしょう、いつてみれば。ここにあら総代会が総会を開けば、定款というものは幾ら

二分の一以上が賛成というか、希望しないと給付がでないようになっていて、そうですね。これはおそく出すことですから希望があまりないと思う。これはどういふことになりますか。ほとんどこのところ受ける者がおらぬようになる、希望しない場合ということが非常に強く考えられる。

○政府委員(伊部英男君) 有澤答申及び閣議決定にもありますとおり、この年金制度は本来坑内員の確保を目的として創設されるものでござい

ます。坑外員につきましては、坑内員の場合と異なりまして、厚生年金を受け得る可能性があるのでありまして、坑外員についてだけ厚生年金保険制度を活用するといった考え方をとりまします場合にございまして、種々の事務的な煩瑣を伴うことが予想されますので、一方、坑外員につきましてもこの際適用してもらいたいという要望が関係者からございまして、かつ、これらの点を意見を総合いたしまして、石炭鉱業審議会年金問題小委員会におきましてもこの趣旨の御建議がありましたので、これら坑外員につきましても、十八条にござい

ますように、二分の一以上の者が希望したときは坑外員につきましても年金たる給付の支給がで

きまという規定を入れたのでございしますが、なお、この問題についても、これらの意見を煮詰める過程におきましても坑外員につきましても必ず適用するということになっておるのでござい

【速記中止】

○委員長(鈴木壽君) 速記をつけて。

○小野明君 私の質問がわかりにくいかもしれませんが、あなたの答弁もまた聞きにくい、理解がいかぬ。こつちも頭が悪いのかもしれぬが、この会員の二分の一以上の者が希望しないと坑外員には適用しないというわけですか。法文にある以上は希望する会員がい

ないのではな

い

ます。したが

いまして、坑外員につきましても二分の一以上の希望があることを確信いたしてお

ります。

○小野明君 確信ではどうにもならない。次官、どうですか、責任を持てますか。

○政府委員(田川誠一君) いま局長が説明いたし

ましたように、石炭審議会の小委員会の審議の過

程で、まあ坑外員も含めようという考え方でこれ

を立案したわけでございます。その方法として、

二分の一の同意があった場合というふうに規定を

しようということにございまして、「考え方」は

坑外員も含めようという思想でできておりますの

で、この点は坑外員も適用されるというふうにお

思ひになってございまして。

○小野明君 それではどうも、坑内、坑外の問題

ですけれども、先ほど阿部委員から質問がありま

したが、よく聞き取りにくかつたので再度お尋ね

をするのですが、坑外の場合、付帯事業というの

が非常に多いわけですね。山にはね。たとえば港

を持つていてその業務に従事をする、あるいは貯

炭場から鉄道がある、こういうものがある。それ

からまあ発電所を持つておるところもある。こ

ういうものは適用されますか、どうですか。

○政府委員(伊部英男君) ここで除かれると考

えられますのは、多くの企業におきましてすでに直

営から切り離しているような二次製品の加工施設

その他付帯事業等における従事者等がこの対象に

なるものと考えられるのでござい

ます。

いてはだめとか、港についてはだめとか、そうい

うふうに答弁してもらわなければ困る。私は具体

的に質問しているわけだから、あなたが一般論で

ごまかされては困るわけだ。

○政府委員(伊部英男君) 鉄道の場合、港の場

合、いずれもこの基金の対象外になるということ

でござい

ます。

○小野明君 炭鉱がその鉄道を持ち、港を持つて

いる。そこに、たとえば三池炭鉱に働いている。

そういう山に勤務して資格を持つていてるわけす

よ。その場合に坑外員としての適用をやはり受け

ませんか。

○政府委員(伊部英男君) 石炭の採掘の業務と直

接の密接な関連があるかないかということでは線が

引かれることになると思

います。

○阿部竹松君 関連して。そういうことではない

のでしよう、局長。密接な関係があるとかないと

かというばく然たるものでなくして、一例をあげ

ると、北海道に雄別炭鉱というのがある。その

雄別炭鉱で鉄道をやってる、釧路駅まで。これ

はきわめて密接な関係があるのですね。美唄に

く、昔三菱美唄と言ったのですが、いまは美唄

炭鉱、これが鉄道を

もっている。それをちゃんと

通産省に登録したのは坑外員なんです。密接でも

密接でなくても、そういうところで区分されるの

ではないですか。ただ単純に密接に

関係があるな

い

というように

な考え方

は、関係方面、関係者と十分意見を交換をして煮

詰めてまいりたい、かように考えております。

○阿部竹松君 もう一つ、それは局長、どうい

う人が該当するのだという

ことで五年後には六百何

名ですという計算があなた

のほうでできているわけ

です。ですから、その該

当する業種ですね、仕事、この範囲内は対象

になるのだと、したがっ

て、計算の結果五年後には

六百数十名という答え

が出てくるのですから、式

が

ないはず

です。これから検討する

という

ことでは

ないはず

です。そ

ろあ

たりが

君は該

当者で

ない

こと

であ

○政府委員(伊部英男君) 政令で除外をする基本

的な考

え方は先

ほど来

申し上げ

たと

おりで

ござ

い

ます。

ここに

除外を

してい

くもの

につ

きま

して

は、関

係方面、

関係者

と十分

意見を

交換を

して煮

詰めて

まいり

たい、

かよう

に考

えて

○阿部竹松君

もう一

つ、そ

れは局

長、ど

うい

う人

が該

当す

るの

だとい

うこ

で五

年後

には

六百

何名

です

とい

う計

算が

あな

たの

ほう

でで

きて

いる

わけ

です

ね。

仕事、この範囲内は対象

になる

のだと

、した

がっ

て、計

算の結

果五年

後には

六百

数十名

という

答え

が出て

くるの

です

から、

式が

ない

はず

です。

これ

から

検討

する

とい

うこ

では

ない

はず

です。そ

ろあ

たり

が

君は

該

当者

で

ない

こと

であ

れば、

六百

何名

云々

とい

う答

えが

出な

い

はず

です。

そ

ろあ

たり

が

君は

該

当者

で

○政府委員(伊部英男君) この坑外員としては石

炭鉱業

従業員

特別調

査にき

められ

ました

もの

によ

って

坑外

員を

調査

し、そ

れが

積算

の基

礎に

なっ

てお

るわ

けで

ござ

い

ます

が、

この

ど

の範

囲に

坑外

員を

する

かとい

うこ

とは、

われ

われ

のほう

として

は

むしろ

非常

に広

目に

考え

たい

と思

って

おり

ま

す。

個

々の

問題

をどう

する

かとい

うこ

とは

、ある

いは

石炭

協会

もあ

りま

す。

そ

れら

の関

係者

の意

見を

十分

煮詰

めて

妥

当な

結

論を

出

し

た

い

と、

こ

うい

うこ

とは

を

申し

上げ

たの

で

ござ

い

ま

す。

し

て、

わ

れ

われ

の気

持

ちと

して

は

つと

は、鉄道につとめる方あるいは港の関係者はこの対象から除かれるということになるかと思ひます。

○小野明君 そうすると、あなたが先ほど答弁した、なるべく広目に考えたい、広目に考えたいというその広目の中に入るのはどういう対象があるのですか。

○政府委員(伊部英男君) 今後通産省をはじめ関係者とよく打ち合わせをして妥当な結論を出してまいりたいと考えておりますが、この場合の気持ちといたしまして、つとめて広目に解釈をするということをお願いしておるわけでございまして、たとえば炭鉱におきます病院の医師、看護婦をどう扱うかといったような問題があるわけでございまして、これらの点につきましては、なお関係者と打ち合わせをしたいと考えておる点でございします。

○小野明君 当然病院を持っていますね、そのお医者さん看護婦さんも考えるということですか。

○政府委員(伊部英男君) 病院の医師、看護婦等につきましては、対象とすべきでないという意見も実は関係者においては相当強いのでございますけれども、なお今後そういった問題につきましては引き続き前向き姿勢で検討したい、こういう趣旨でございます。

○小野明君 どうも坑外の、あなたの広目に考えるというのはどうも少しも具体化されておらぬ。病院の医師、看護婦さんがと、こう言うからお医者さんも看護婦さんもあるのか、こう聞いたら、

何ですね、入れるべきでないという考え方がありますけれども広目に考えたいというので、何も適ういたしますと、こう答えが出ないわけですね。一体、この広目に考えるという対象の範囲は病院だけでですか。関連事業というのは、まだ託児所もあれば保育園もある、それからクラブにつとめる人、寮につとめる人、いろいろあるわけでしょう、どうですか。

○委員長（鈴木壽君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（鈴木壽君）速記をつけて。

○小野明君 坑外夫については政令で定めるものを除くと、こうありますが、この坑外夫についてどのようにお考えになっておるか、御見解を伺いたい。

○政府委員(伊部英男君) この年金制度は、本来坑内夫に限って問題の検討が始まったのでございますが、その後関係者の御要望によりまして坑外夫まで広げてまいったのでございます。それは、坑内夫と坑外夫との関連が非常に密接であるというようなことから広げられたのでございますが、その施行にあたりましてこれをどうするかということとはなお問題があるのでありますけれども、関係者と打ち合わせをいたしまして、よく検討さし進めていきたい、かように考えております。

○小野明君　それでは次の問題に移りますが、第二十一条、この「基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。」と、こうあります。が、この会員の掛け金負担額並びに納付する義務を負うと、このようにあるのでありますが、掛け金の徴収については自信がとおりになるのかどうか、責任が持てるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(伊部英男君) 石炭鉱業におきます厚生年金保険の保険収納率は九六・九七%、昭和四十一年度の現年度分でございますが、石炭鉱業年金につきましても、これと同等以上の実績をあげるように業務指導に当たつてまいりたいと考えております。

○小野明君 掛け金の問題については、掛け金負担については責任が持てると、こういうふうに解してよろしゅうございますか。

○政府委員(伊部英男君) 御指摘のとおりでございます。

○小野明君 最後でありますが、附則であります。これについて、「この法律の施行の日から五月以内に、」設立委員が定款を作成して総会の議決を経なければならぬ、こうあるわけです。それ

で考えてみますと、きょう七月の末、これが「五月以内」ということになる。十二月になつてしまふわけですね。これはまあ中身を聞きますと大して期待の持てるものではありませんけれども、それについてもやはりなるべく早く発足をしてもらひまして、そして一日でも早いほうが期日の計算にとつても有利なわけですから、「五月」とは書いてあるけれども、なるべく早く発足をさせてもらひたいという気持ちを持つておるのであります。ですから、今年度の運営についてどのような御計画をお持ちであるか伺いたい。

○政府委員(伊東英男君) 基金の発足は、御指摘のように「五月以内」に発足されればよろしいということになっておるのでございますが、御指摘のように、できるだけ早く発足することが望ましいのでございまして、その趣旨であるべくすみやかかに行なうように指導に当たつてまいりたいと考ええております。できれば本年十月ごろには発足できるよう、これを目途として関係者の間で努力をしましてまいりたいと、かように考えております。

◎小野明君　それであつたと思います。十月からでもけっこうであります、なるべく早くということをお願いしたいのであります、その際の掛け金負担は半額になるわけですね。

○政府委員（伊部英男君） 本年十月、兎足以後の負担になるわけでございます。したがって本年度は半分というところでございます。

○小野明哲　それではひとつその発足の点を十月
というところでよろしいと思いますが、万般にわた
たつて先ほどから御質問申し上げました点につい
て非常に考えられますのは、やっぱり二千五百円
の低いということ、それから七千円の低いという
問題、これについて十分なひとつ御考慮をお願
いいたしまして私の質問を終わりたいと思いま
す。

○鬼木勝利君 時間もだいぶたちましたが、年金問題について小野委員から詳細御質問がありましたので、私重複する点があるやもしれぬと思いますが、二、三お尋ねたいと思います。

小野委員が申されましたごとく、労働者の、労働者の意見が十分浸透していないのじゃないか、これは一方面的法案ではないかと、こういう点が、私もしきりにするのでありますが、先ほどからの御答弁によると、運営審議会というものがあるから、それで十分労働者の意見も加味されるんだ、こういうお話でございましたが、第十五条に、十人以上の審議会委員が設けられる、その審議会委員のむろんお名前なんかわからぬと思いますけれども、ただ単にここでは学識経験者となっておりますが、その内容はどういうふうになっておるか、その比率なんかを漏らしていただきたいと思います。

○政府委員(伊郎英男君) 運営審議会の人選に当たりましては、公益委員、学識経験者が任命されるわけでございます。

（奥本照祥） それでは各界の代表者の比率をお尋ねしたい。十名とあるが、その十名の比率は学識経験者が何名と公益代表が何名と労働者が何名と、そういう点。

○政府委員(伊藤英男君) 委員は業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から任命されるわけでございます。

○**宛本勝利会** それでは先ほどからお話してありますように、労働者の、労働者の意見というものはどう入ってくるか。十分この審議会を通して意見が反映されるとあなたはおっしゃっておりますが、どこで反映されるのか、その点をひとつ。

○政府委員(伊部英男君) この石炭鉱業年金基金法案が提出されます過程におきましても、年金問題小委員会が労使の意見を十分煮詰めて、この提案に立った次第でございますが、きような方向によりまして、運営審議会の審議に当たっては、労使の意見を聴取し、円滑な運営をはかって、その上で労使の意見を十分煮詰め、公正妥当な意見が出るように運営をしてまいりたいと考えておるのでございます。

○鬼木勝利君 どうも私はその点納得ができない

が—小委員会といひますのは、委員長有澤さん以下五名の方でしよう。それと審議会が話し合つてやるのだ、そして厚生省はこれを監督してやるのだ、これはいささかも民主的運営じゃないと私は思うが、その点はどう局長考えますか。

○政府委員(伊部英男君) ただいま御指摘の年金問題小委員会におきましても、この年金が労使の紛争に巻き込むようなことは避けるべきであり、将来にわたつての円滑な運営を期するため、半議経験者で構成する諮問的な機関をその中に設けようということが明らかにされておるのであります。この委員会を中心としてまして労使の意見を聴取し、十分これを煮詰めて基金の運営に万遺憾なきを期したい、そのように指導してまいりたい、こういう趣旨でございます。

○鬼木勝利君 あなたのおっしゃることはそれは一応わかるのですが、しかし実際のところ、これを、労働者の方から意見を聴取するところ、けれども、直接労働者の方が審議会に入つてそして審議されるというのと、その意見を徴するというのがとは非常に意味が違つておると思う。その点局長はどう考えられますか。あなたが直接意見を述べると、ある機関を通じてあなたが意見を上申するというのは、その意味が非常に違つておると思う。その徹底の度においても、その点、いかようにお考えになりますか。

○政府委員(伊部英男君) この基金の運営に關して学識経験を有する公正妥當な方々が労使の意見を聴取し、これに基づいての公正妥當な結論を出すということが、労使の紛争を将来にわたつて起こさず、円滑な運営を期する最も適正な方法であらうと考えておるのでございます。なおその際、運営審議会の人選が片寄つてはならないことは申すまでもないのでございまして、この点につきましては定款におきまして政府の承認を要するような定款を作るよう、指導をしたいと考えておるのでございます。

○鬼木勝利君 どうしてもその点、私はあなたの説明では納得できない。決してこれで私承知して

おるのじやありませんが、時間の都合上、その次の問題に移ります。

先ほどから掛け金の徴収はスムーズにいくのだというふうなお話があつておりましたが、トン当たり四十円と定められた根拠は、先ほど課長からお話がありましたが、現在各山元は依然として赤字状態を続けておる、そういうときにスムーズにはたして徴収ができるかどうか、年度の年金制度は完全に経営者負担ということになっております。そこで、何らかの間接補助でも政府が考えておるかどうか、そういう点がありましたらひとつ御答弁願ひたい。

○政府委員(伊部英男君) 先ほど御説明いたしましたように、厚生年金保険におきまして坑内夫は、他の被保険者に比較いたしまして約倍程度の優遇を受けておるのでございますが、これに対する国庫負担も一般の労働者が二〇%であるのに対して、二五%の国庫補助を受けておるのでございます。これらの点を考えますと、かつ、この石炭鉱業年金基金が本質的には厚生年金の一つの變形であるというたてまえで考えますと、やはり事業主が負担をしていくということが本来の姿であると考えるのでございますけれども、しかしながら御指摘のように、石炭産業が現時点におきましていろいろ財政上非常に困難な局面に達しておることも事実でございますので、かような事態が続きます限りにおきまして、石炭鉱業年金基金の給付に要する費用を各事業主が負担できますような助成策が望ましい、この点につきましては、関係省ともよく相談をしてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○鬼木勝利君 何らかのそういう考えを具体化していただかないと、御承知かとも思いますけれども、石炭鉱業合理化事業団費、あるいは労働災害防止費、ああいうようなものも、四回も五回も督促しなければ徴収できないということも私は聞いておる。これは石炭局長もそこへお見えになつておるからわかつておると思いますが、簡単に徴収できている状態だ。これは決して山元が私は怠慢

だとは思いません。先ほど申しましたように、事実上赤字で、非常に経営難におちいつておるから、万やむを得ずそういうことになっておる。そういうことになった場合には、提案理由にもありまして、滞納の場合は国税滞納処分の例により処分をする、こういうふうなことがうたつてあるようですが、私はこういうことが将来また一つの基因となつて、労使間の争ひの起るようなことがないでもない、こういう点に対して、どういう見通しを持っておられるか。その点を、これは石炭局長にも関係があるが、年金局長にその点をお伺ひしたい。

○政府委員(伊部英男君) 石炭鉱業年金基金制度によりまして、労働者の労働力の確保も行なわれるわけでございまして、事業主としても、進んでこれらの掛け金の徴収に応ずるものと考えておるものでございまして、基金の財政に支障を来さないよう、十分な徴収努力をするよう、適切な指導を行ないたいと考えておる次第でございます。

○鬼木勝利君 その点については、私は先ほど申しましたように、今日各山元が赤字経営で困つておる。だからこそ、石炭の抜本対策ということになつたわけでございまして、そういうときに、また追ひ打ちをかけて、トン当たり四十円を出せと、しかも安定補給金はわずかに百二十円、坑道掘進費なんかもあるのだと、こういうことを言つておられるけれども、一方では山元を援護し、一方ではまた吸い上げる、しかもその運営に当たつては、一方的にやつてしまふ、こういうことが將來はまた労使間の紛争の種になるのじやないか、こういうことを危惧している。その点について年金局長から明確なお答えをいただきたい。石炭局長からもその点御答弁願ひたい。

○政府委員(伊部英男君) 石炭鉱業年金基金が完足をいたします使命にかんがみまして、今後労使の一そうの円滑化に役立つものと考えております。

○政府委員(井上亮君) 石炭鉱業の現状につきま

して、特に最近の状況は、石炭鉱業の経理状態が極端に悪化しているという実情につきましては、ただいま鬼木先生が御指摘になりましたとおりでございます。私も今後この年金制度を実施するに当たりまして、石炭鉱業は四十円の負担をするのでございまして、この四十円の負担は、今日の現状からしますと、相当な重荷になるであらうというふうを考えております。したがって、私もどうもしまして、この制度を円滑に長く継続できますために、今後石炭政策の助成策の中において、この負担については十分な配慮を政府としてはやっていきたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 井上局長さんね、今後でなくて、大手はいいかもしませんが、中小の場合、いま鬼木委員が出している百二十円の補給金ね。あなたの名前を使つてたいへん恐縮ですが、井上鉱業所に百二十円行くとして、それはやはりもとで取らなければ、中小炭鉱は払わぬのがたくさん出てきますよ。そのときあなたと何ぼここでけんかしてもどうにもならないので、それは厚生省と話し合つて、百二十円は井上鉱業所にやるのだが、實際渡す金は八十円だ、四十円は基金のほうに自動的に入るといふようなシステムをとつておかないと、安定性がないように思いますがどうですか、その方法はとれませんか。

○政府委員(井上亮君) ごもっともな御意見でございますが、私も年金制度を始めますに際しまして、大手炭鉱はもちろんでございまして、中小炭鉱の経営者の方々とはいままで何回か、今後のそういう問題についてお打ち合わせをしてまいつておるわけでございまして、今日のところでは、中小炭鉱の経営者の方々は、ほとんど大部分の方々がこの年金制度をせひややつてほしいというふうな、むしろ積極的な希望がありますので、まあ納付金の問題につきましては、その問題はさしあたりないのではなからうかというふうに考えております。

ただしかし、大手も同様でございまして、中小

炭鉱におきましても、これは将来にわたって毎年トシ当たり四十万づつ強制徴収されるわけでございますので、そうなりますと、今日の時点では、とにかくこれは必要な制度であるから、ぜひこの制度をやりたいと思ふけれども、しかしこの制度の点において、将来やはり問題があるもので、この年金負担については、今後の石炭政策の助成策の中で、できればひもつきで助成を考へてほしいというのが、これは石炭業界の全体の意向でございます。しかし、政府内部でその問題を検討しておりますけれども、今日の段階では、まあ遺憾ながら、ひもつきで助成をするということについて、なかなかむずかしい意見もございまして、で、私といたしましては、その場合には、石炭政策の全体としての助成策の中で、間接助成のような形になります、この負担軽減につとめてまいりたい。ただし、まあこれは一、二年やりまして、どうしても阿部先生のおっしゃるような事態が起りまして、何とかやはりイママークする方法がないと、実際問題として徴収が困難だというような事態が起りますれば、私は阿部先生のおっしゃいましたような方策も考へなければならぬ時期があるかもしれぬ。しかし今日では中小炭鉱の経営者の皆さんが、やはりこの制度は必要だと言つていただいておりますので、そこまで行かないでも当面はやるのじゃないかというふうに考へます。

○鬼木勝利君 いまの石炭局長の説明、あなたの説明は一応は通る。しかし実際には通らない。安定補給金の問題で、私が、百二十円なんてばかことを言うのじゃない、二百円と皆言つていらないか、悲痛な叫びをあげていらないか——ところが、通産大臣はのりくらりとわけのわからぬような答弁をして、全く大臣の答弁としては不合格だ。そうして百二十円を二百円くさいというのを、どうしても百二十円で打ち切り、そしてその上からまた四十円をまぎられる、これでは全然山元を助けておるのか殺しておるのか、私にはどうもその点が理解できない。しかも

監督だけは政府がやるのだ、厚生大臣の許可を得るとか——何のことやらさっぱりわからない。しかも私の最も不愉快に感ずるのは、先ほど小野委員からお話がありました、坑外員の場合には事業主が希望したらこれをやるのだ、しかも年金局長の説明では、希望することは確信を持つておりますと、これではどうも全然話にならぬじゃないですか。確信があるのだしたら、なぜこんな条文を入れるのですか。事業主から希望があったときには、希望があることはわかっている、確信しているなら、こういう条文は要らぬ条文です。何のためにこれを入れたのか。事業主から希望があったときにはこれを給付いたします、希望があることは確信しております、——だったらこの条文は何のために入れたのか。どういふわけでこういうことを入れたのか。あなたの、局長の答弁が、希望しないところもたくさんあると思ひますからこういうことを書きましてというのだったら理屈はわかる。全部希望することを確信しております、と、そうしてこんなことを書くというものは、全然これは無能な方——者と言つてはいかぬから、無能なお方がなされたものとしかわれわれには考へられぬ。それどういふふうに考へますか。

○政府委員(伊部英男君) 十八条がこんな形をとりました経緯につきましては、先ほど御説明申し上げた点でございますが、本来、有澤答申あるいは閣議決定といったような線で坑内員が出発点であった、これに坑外員を加えるという経緯が一背景にあるのでございます。もう一つは、坑外員につきましては坑内員と相違いたしました厚生年金基金をつくることのできるわけでございまして。そこで、厚生年金基金をつくることのできるのかかわらず、この際むしろ石炭鉱業年金基金とあわせてやったほうがよろしいということで坑外員の問題を十八条によつて解決しようといふこととでございますので、法制的な措置といたしましても、山元会員つまり事業主のほうから、坑外員についてもその石炭鉱業年金基金を利用したいと

いう意思表示が必要であるというぐあいに考えた次第でございます。

○鬼木勝利君 坑内員を主としたということは、それはわかつております。坑内員の方が非常に危険な仕事をなさつておる、しかしそもそも山の経営というものは坑内、坑外ともに協力して経営をしていかなければ山の経営というものはできるものじゃない。ただ坑内で掘つてばかりというわけにはいかない。ですからおのずからそのお仕事をなさつていける危険の度合いから坑内夫を主体としているのだ、これはよくわかります。だから給付も坑外夫は半額であります、これもわかります。わかりますが、坑外夫は希望があったときだけこれをやるんだ、あなたは坑外夫を全部希望があることは確信をしておる、その点の私は考え方にもう納得がいけないからあなたに申し上げている。石炭局長もそうですよ。

○政府委員(伊部英男君) ただいま鬼木先生から御指摘のような御要望が各方面からも強く出ましまして、石炭年金問題小委員会におきましても、坑外員についても適用するようくふうせよということが最終的にはまとまつたのでございまして、その際、坑外夫につきましては本来職種といたしましては他産業と同一のものが少なくないのでございまして、かつ、年金の組み方といたしまして厚生年金保険法に基づきます厚生年金基金を各企業ごとにつくつていくという可能性があるわけでございまして。そこで、坑外夫につきましてはさような厚生年金基金をつくらなくても、この際、石炭鉱業年金基金として同時に解決をするという意思表示が事業主のほう、つまり会員のほうから積極的

に示される必要が法制的にもある、かような趣旨から二分の一以上の同意が必要であるといふふうな十八条の規定が行なわれておるのでございまして、先ほど来申し上げましたように、石炭年金問題小委員会の考え方につきましては、これを基礎として石炭年金基金の発足を政府として考へておりますので、坑外夫につきましてもこの十八条の規定を満たすに足る希望が得られるということをお先

ほどこ炭局長の答弁にもございましたような種々な話し合いの過程を通じて確信を持つておると、こういう趣旨で申し上げておるわけでございまして。

○政府委員(井上亮君) ただいまの鬼木先生の御質問は、私が答弁するのは筋違いで、むしろ年金を扱つておられる厚生省の見解が一番妥当だと思つておるわけですが、ただせつかくの御指名でございますから一言私が感じておりますことだけ申し上げます。

正式な答弁はただいま年金局長が言われたとおりだと思ひますが、それを私が私なりに平たく解釈しますと、いわゆる坑内夫の年金制度につきましては、いわばこの法律による法定年金、強制年金、強制的に全部適用する法定した年金という取り扱いになっておりますが、坑外夫の扱いにつきましては、そういう強制的な法的な制度にしないで、やはり過半数の賛成といふますか同意があった場合に発動させるというように取り扱いを変えておるといふところがこの趣旨であらう、その理由はおそらく先ほど年金局長がお話になつたような、現在の年金体系との関係からこういう構想をおとりになつたのだというふうに私は了解いたしております。

なお、過半数の同意が得られるかということになりますと、これは率直に申しまして、大手十七社の中でも一、二の会社は反対する会社がございます。中小におきましても若干の企業は反対する企業があるかと思ひます。しかし過半数ということになりますと、私も年金局長のお見通しどおり、過半数は賛成されるというふうに考へております。しかし過半数が賛成されました場合には、ただいま大手でも一社か二社反対があるかしらぬと申しましたが、過半数がこの法律に基づいて同意するときは当然それは全体の過半数の意思に従つてこの坑外夫についての年金制度をやりますと、こういうことになっておりますので、結果的には全体がこれに従われるのじゃないかというふうに考へております。

○鬼木勝利君 年金問題は大体その程度で、小野先生が詳しく聞かれたから置くとして、次に石炭局長にお尋ねしたいが、去る六月二十九日に田川郡の本添田炭鉱が抜き打ち閉山をやった。月産一万三千トングらいで従業員が六百名程度だと私は思っているが、私は直ちにこの現場に参りまして詳細に調査をしたのであるが、その間の事情について事前に親井社長からお話があったか、なおまた、そのときの事情はどういう事情であるか、大体私わかつてお尋ねけれども、ちよつとお尋ねしたい。

○政府委員(井上亮君) ただいまお尋ねの本添田炭鉱は、最近、先生だいまおっしゃいましたとおり、六月二十七日に閉山の申し込みを合理化事業団にいたしておきます。この炭鉱は、私どもの従来の考え方ではいたしませんと、相当よくやっておった炭鉱でございまして、こんなに早く閉山するとは私どもも考えておりませんでした。ところが、不幸なことにこの本添田炭鉱は本年一月に自然発火をいたしまして、そのためにこれはもう切り羽が一つだけで、一つの坑道の切り羽でございまして、この自然発火のために全山が生産麻痺の状態を起した、ほかの切り羽で採炭ができるということになりません、全山が生産をストップということに相なったわけでございまして、ところが、その後この炭鉱は、もちろん政府もこの再建のために保安融資だとか、合理化事業団保証による市中銀行からの融資等につきまして私どもはあつせんいたしまして再建に努力をされたわけでございまして、ところが、この六月に再び二回目の自然発火をいたしまして、ここで全面的に操業停止のやむなきに至ったわけでございまして、炭量とか自然条件等からいたしまして、このわずか半年内に二回の自然発火によりまして完全に再起が不可能な状態になったと経営者は判断されました、この六月二十七日に閉山申し込みをされた、そういう経緯でございまして。

○鬼木勝利君 そこで、私が現地を調査いたしま

したところ、六月分の賃金も未払いである。それから、山の方々は切符制度で、金券制度で生活をしておられるのに金券がとまった、失業保険も出ない、こういうことで、むろん失業保険は出ますけれども間に合わない、金券で生活をしておられるのに金券がとまった、六月分の下半期は未払いだ、さうそく生活に困っておられる。こういうことで、合理化事業団のほうにも私は話をし、福岡の通産局のほうにも話をし、安産所のほうにも失業保険の問題についてある程度の手は打ってきました、皆さんが一時しのぎができるような手は打ってきましたけれども、そういう点について通産局、それから合理化事業団なんかはどういう手を打ったか。その後の、六百人の家族の方々の救済方法は、どういう対策をとっておるか御存じであるか、また何か手を打たれたか、その点を一いつ伺っておきたい。

○政府委員(井上亮君) 先ほど申しましたように、第一回目の発火の際には、再建のために石炭鉱業合理化事業団から保安融資をいたしましたし、あるいは市中銀行の融資に際しまして事業団保証——事業団が保証して融資をやるというような措置をいたしたわけでございまして、不幸にして再起不能ということになったわけでございまして、そうなりますと、すでに合理化事業団に対して閉山の申し込みも六月二十七日になされたわけでございまして、事業団としましては、こういう中小炭鉱につきましては、何といひますか、ほとんど経営者に資力がございせんので、それからほかに土地その他の財産も十分持っているわけじゃないか、それと、経営者がこの離職者に対して配慮すべきことにさう多くは望み得ないだろうというふうな考えまして、私どもとしましては事業団に対して、そういう事態の炭鉱の閉山については一日も早く閉山交付金を交付するようにということ、事業団の職員がこの閉山申し込みと同時に現地の山の調査に、これは閉山交付金を算定するための調査にかかつておるわけでございまして、できるだけ早い機会に閉山交付金

の額をきめたいというふうに考えております。

○鬼木勝利君 そういう抽象的な話じゃなくて、それは具体的ににお尋ねしますが、買い上げ価額、それから退職金、それから鉱害補償、そういう具体的な、あるいは一般債務支払い、特別債務支払い、そういうことについて大体どういうふうに見積つておられますか。

○政府委員(井上亮君) 六月二十七日に閉山申し込みがありましてから、いま担当係員が、先生おっしゃいましたような点について現地調査をいたしておるわけでございまして、できるだけ八月に入りましてから早急に結論を出したいというふうに考えております。

○鬼木勝利君 それでは、その点についてはまたあとであなたとゆつくりお話をしましょう。これはまた特別大事なことから。

次に、保安局長にちよつとお尋ねしておきたい。これは福岡県の田川郡の伊田町の伊田炭鉱のガス爆発事件でございまして、四十二年の六月二十五日、ごく最近のことです。これは六月二十五日で、私が参りましたのが七月三日か、四日だったと思う。ところが、六月二十五日過ぎに、また第二回の爆発を七月五日にやっていると、ところが、保安局のほうにいろいろ調査をしましたところ、一人のけが人もないという回答であつた、一人のけが人もない。私が事実調査いたしましたところが、三人もけが人があつた。ところが保安局のほうでは、三日以上仕事を休まなければこれは被害者と認めない。それはまあ法的にさうなっているのかもしれない。しかしながら事実において三人のけが人が出て、あるいは入院し、あるいは通院しておる。それを一人のけが人もない、こう言う。何のために保安局があるのか。田川にも保安の支所があるはずだ。支所長も私のところへ来ておりました。そうして、事実、三人の診断書を持って、ある医院の——名前もわかつておりましたが、医院の診断書を持って私のところへやってきました。で、私が申し上げるのは、炭鉱を三日以上休んだならばそれを被害者と認める。なるほど、

それは法的にはさうなっているかもしれないけれども、事実三人が一週間も十日も通院している、あるいは一日でも二日でも入院をしておる、そういう事実があるのです。さすれば保安局がそういうことを知らない。被害者でないとしても、一日程度のけが人はあつた。通院程度のけが人があつたというようなことは山元もむろん知つておらなければならぬはずだ。ところが保安員もそれを知らない、これはあまりにも……、石炭が大事な人間が大事な、それはわかり切つたことです。人間尊重ということとは当然のことです。だから、山元としましては何ふんの慰謝あるいはお見舞いというのは当然です。保安員もそれに対してどの程度のけがであつたということは調査すべきである。私の調べた範囲において三人のけが人もあります。そういうことで保安の全が得られるか、明確なひとつ保安局長の答弁を要求します。

○政府委員(中川理一郎君) 鬼木先生のいまおっしゃいました新田川川の水蒸気燃焼から坑内火災に及びました事故につきまして、福岡の監督局及び田川の監督局が当初会社側からの報告で罹災者なしということと統計の整理をしておつたことは御指摘のとおりでございまして。ただ鬼木先生のお話もございまして、実際に鉱山側に聞いたいたしましたところ、多少判断を迷うようなケースであつたという同情すべきあるいは割引をしてやる気持ちのある要素がございまして、この種の問題、疑わしい場合には罹災者というふうに判断して間違いのない点を、たとえば本人がかねてから高血圧であつたとか、数日前からかぜを引いておつたというふうなことから、その後の頭の痛みというものが高血圧ないし、かぜだというふうな判断で整理をしておつたというものは多少同情すべき余地はございまして、先生御指摘のように中村外科病院の診断書もあることとございまして、これは私どもの調査不行き届きということとかわびを申し上げなければならぬわけでございまして、即刻訂正をいたしまして罹災者三名ということと整理をいたしておるわけでございまして。このよう

な本人の当座持つていた病氣なのかあるいは罹災なのかというところは、罹災現場におった人である限り若干疑わしい場合は罹災者側から判断をするというのが先生御指摘のとおり正しい処置だと考えております。即刻訂正をいたしましておわびを申し上げたいと思います。外傷その他でございまして非常にはつきりした形がございまして、こういうエラーの起る余地はないのでございましてけれども、この場合は多少まぎらわしいところがあった、こういう取り扱いになったと思ひます。今後そういう点つきましましては、出先の監督局、監督署全体に對しまして注意を与えまして間違ひのないようにいたしたいと思ひます。

○鬼木勝利君 あなたの答弁は半分はおわび、半分はおれのほうにもこういう理由があるのだと、そういうふうにししか聞かれない。明らかにぼくは三通の診断書をとっている。その診断書には、後頭部挫傷、上気道外傷性炎症、それから頭部外傷、右の指根節部挫傷。医者の診断書をばくは三通とっているのだ。それに、はたしてそれが直接の傷害であつたかどうかというふうなことはわかりませんと、今後は注意しますと、半分はおわび、半分はおれのほうはそんなこと関係ない。そういうことではぼくは承知できません。いやしくも擦過傷であろうが何であらうが、爆発の結果そういうけがを受けて、しかも二日間通院をしておる。一人は入院、それから通院をされている。その診断書も来ている。そういうあなたの方の責任転嫁みたいな、だから何のために保安局があるかと、田川に監督署があるのだ。そういうことじゃ私は承知しませんよ。もう一回あなたの答弁を、とにかくこれは保安委員のずさんですよ、全然調べていない。

○政府委員(中川理一郎君) 多少弁解がましいようなことを申し上げて申しわけなかったと思ひます。私の申し上げようとした趣旨は、今後十分注意して、嚴重に注意をして、かようなことのないようにいたしたいと思ひます。

○鬼木勝利君 いや何もことばじりをとるのじやありませんけれども、責任者のあなたの方がそのように、是非としてあらためて認めて、こういうことのないように努力しますとおっしゃれば、何もこつちは時間とつてそんなことをやあやあ、そんなわからぬことを言う私じゃありません。その点においては淡々たるものがある。何も人を傷つけるというふうな考えは毛頭ない。保安の全きを期して、いまからやりますと、こうおっしゃっていただければけっこうです。これで終わります。

○大河原一吉君 次官にちよつと尋ねします。時間がないから簡単に申し上げます。

すでに法案に對する全貌が明らかにされておる現状でありますから、こまかいことは申し上げませんが、ただ一言お聞き申し上げたいのは、今度の基金法の、ねらいは、一つには抜本的安定をはかるための政策として、労働者の労働力の安定確保が必要であることがうたはれておる。一面には、これに關していわゆる坑内員の老後の生活に特別の配慮を加えるというふうな、こういう問題です。これは一貫した文書として流れているわけですが、一体この基金の性格というものはどちらを向いておるのだというところに対する判断にちよつと苦しむわけです。一面から考えると、炭鉱労働者の労働力の安定確保をはかるという面からいふと、これは確かに今日の炭鉱に魅力を持たせなきやならぬという、いわゆる雇用対策の一環である、それから老後の安定保障をはかるということになると、一面には社会保障の一環としても考えられておるわけですね。したがって、画面のほうを向いておるような気がするのですが、一体いずれにウェイトを置いてこの性格を考えておるか、あるいは社会保障と労働確保の問題と画面を含んでおるのだというお答えもあるかもしれないが、その点は一応明確にしておかなければならないのじやないか、かように考えておりますので、次官の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(田川誠一君) この制度はただいま御指摘のように、労働力の確保を目的とするものでありますけれども、厚生年金基金に準ずるような

ものでありまして、老齢者の生活の安定と福祉の向上に寄与するものでありまして、そうした意味におきましては、広義の社会保障の一環というふうにも考えられるのでございまして。また、この広義の社会保障の一環を実施していくことによりまして、労働力の確保もはかれるというふうなふうに考えておるわけでありまして。

○大河原一吉君 そういう御答弁もあるうかと考えておつたんですが、しかし、確かにそれは一連の關係はございしますが、まず前段の私はこの労働力の確保なりあるいはまた労働力の再生産というところになるならば、本質的には、ここには労働省の方策でありませぬから、あるいは石炭局長でいいかもしれませんが、ほんとうに労働力の確保をはかりたいならば、労働の生産性を確保していくというたてまえに立つならば、こういう面も現状における炭鉱の状態を考えると、そういうふうな一貫した施策も必要であらうけれども、先決問題は、何とて炭鉱労働者に対する賃金をはじめとする労働条件の確保という問題が先決であると思ふのです。ですから、こういう場合に、こういう法案があるのだからということでは、今日の炭鉱の労働条件が現状においてきつづけられるというふうな危険性があるのではないかと。特に明治や貝島のようないわゆる管理炭鉱と称するものが三〇程度の賃金に押えられたり、今回の賃金のよりに六〇で押えられたりという現状において、しかも一面には、先ほど言いましたように、炭鉱経営者が大手といわず、中小といわず、相当赤字をかかえておる苦しい経営の中で、トン当たり四十円の積み立てをしなければならぬという現状を考えれば、事業者から言われば、これはいわば炭鉱労働者に対する恩恵的な施策だというふうな観念を持たせることによつて、炭鉱労働者に対する低賃金なり、あるいは賃金のきつづけというふうな方向が今後あり得るのではないかと、そういう心配を私は持つがゆゑにお聞きしているわけです。ですから、労働省の方におきませんから、これは石炭局長のほうからこの点は十分御考慮願ひたい

し、おそらくこういうことも予想されますので、こういう事態に對してどういふふうに対処していくかということも一面聞いておきたいと思ふのです。時間がありませんから、たくさん申し上げません。

○政府委員(伊部英男君) 年金制度を実施したことに關連いたしまして、賃金問題は將來きつづけになるようなことではないかというふうな御懸念でございしますが、一言でお答えいたしますと、年金問題、賃金その他の労働条件の問題は、それはまたその問題ということで、この年金制度ができたから賃金は將來きつづけのままであるということとは必ずしもないというふうなことであります。ただ、年金制度が考えられた過程におきましては、賃金も本来もう少し改善してもいいのだけれども、なかなか経営者にその負担能力がない。したがって、労働力の定着政策というふうな意味もあつて、やはり將來に希望を持たせ、定着性を増加していくというためには年金制度が必要であらうというふうな、やや今日の賃金情勢に關連した議論もあつたことは事実でございまして。事実でございすけれども、だからといって、年金制度ができたから今後炭鉱労働者の賃金はきつづけであるというふうには私も考えておりません。

○阿部竹松君 局長さん、ちよつと事務的な問題ですが、坑内で十三年働いた、坑外で七年働いたという場合の計算方法はどうかになりますか。

○政府委員(伊部英男君) 坑内と坑外とが入りまじつた場合ですね。それは二十年間の期間がございまして、年金としての資格はつきります。ただ、坑外夫としての扱いになるわけでありまして、しかしながら、十三年の坑内夫の期間がございまして、その期間については若干の優遇措置を考へるということになるうかと思ひます。

○阿部竹松君 たとえば十三年は坑内夫であるとすると、十三かける二千五百円、それからあとの七年坑外夫になった場合は、プラス二千二百五十円かける七、こうなるものかどうか、そういう計算

方法をとるかどうか。

○政府委員(伊部英男君) 詳細につきましましては定款等において定めることになると思いますけれども、基本線としてはおおむね御指摘のとおりだと思ひます。しかしながら、その場合の年金はあくまで坑外夫としての年金でございますので、支給開始年齢等については坑内夫と相違するわけでありま。

○阿部竹松君 そうすると、坑内、坑外と両方混同した場合に坑外夫とみなす……。

○政府委員(伊部英男君) 坑内二十年の場合において坑内夫としての年金が支給されるということでございますので、坑内の期間が二十年に満たない場合におきまして、その他に坑外としての期間を加えて二十年になるという場合は、やはり坑外夫としての年金になる、こういう趣旨でございます。

○委員長(鈴木壽君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鈴木壽君) 速記をつけてください。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

石炭鉱業年金基金法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木壽君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員

長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木壽君) 請願第五八四号外百十四件を一括議題といたします。

先ほどの理事會において、便宜、あらかじめ検討いたしました。その結果、議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと意見の一致を見ましたものは、お手元に配付いたしております請願一覽表の第五八四号石炭政策に関する請願外同趣旨の請願七十二件でございます。なお、第八二七号石炭対策予算の拡大等に関する請願外同趣旨の請願四十一件は、すでに処置済みのものと認め、これを留保すべきものと協議いたしました。以上御了承願ひたいと存じます。

この際おはかりいたします。

ただいまの請願第五八四号外七十二件を採択することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましてはこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木壽君) 継続調査要求についておはかりいたします。

当面の石炭対策樹立に関する調査につきまして、閉會中もお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木壽君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

閉會中、当面の石炭対策樹立に関する調査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の派遣、派遣期間等は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十条の二により、議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時五分散會

七月十四日本委員會に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は六月九日)

一、石炭鉱業年金基金法案

昭和四十二年七月三十一日印刷

昭和四十二年八月一日發行

參議院事務局

印刷者：大蔵省印刷局